

平成 25 年 1 月 21 日

各 位

会 社 名 スター・マイカ株式会社
代表者名 代表取締役社長 水永 政志
(コード 3230 ジャスダック・スタンダード市場)
問 合 せ 先: 取締役管理本部長兼経営企画室長 日浦 正貴
T E L : 03-3568-1770
U R L : <http://www.starmica.co.jp/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 1 月 21 日開催の取締役会におきまして、平成 25 年 2 月 26 日開催予定の第 12 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、定款第 8 条 (単元未満株式についての権利) を新設し、以降の条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(新 設)	<u>(単元未満株式についての権利)</u> 第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第 8 条～第 42 条 (条文省略)	第 9 条～第 43 条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更の効力発生日は、平成 25 年 2 月 26 日であります。ただし、平成 25 年 2 月 26 日開催予定の定時株主総会において、本議案が承認可決されることを条件としております。

以上